

## カンボジアとベトナムの特別ニーズ教育の実情（その2）

—ホーチミン市での調査を踏まえて—

○黒田 学 間々田和彦

(立命館大学産業社会学部) (王立ブノンベン大学教育学部)

KEY WORDS: 特別支援教育 障害児教育 ベトナム

### (目的)

本報告は、ベトナムの特別ニーズ教育の実情について、2017年2月にホーチミン市で実施した教育関係機関に対する面接調査に基づいて報告し、インクルーシブ教育を進める上での課題を明らかにするものである。

また本報告は、カンボジアの特別ニーズ教育とともに近隣であるベトナムの実情を調査することにより、両国の特別ニーズ教育の動向を把握し、今後の支援活動をおこなう上での基礎資料を提示する。

ベトナムは、1990年代に障害者の権利保障に関わる法制度を整備し体系化した。2001年の「教育発展戦略の首相決定」においてインクルーシブ教育を目標に据え、2010年には障害者法を制定し、各地にインクルーシブ教育発達支援センターの開設を規定した。

さらに、2015年2月には、障害者権利条約を批准し、インクルーシブ教育の推進に力を入れている。しかしながら、障害児の就学率は40%程度と見なされている。

### (方法)

1. 調査時期：2017年2月25日～28日
2. 調査地域：ベトナム、ホーチミン市
3. 調査施設：特別学校、幼稚園、インクルーシブ教育支援施設、短期大学(訪問月日)

- ①グエン・ディエン・チュー盲学校(2/27)、②私立 Ước Mơ (夢) 特別学校(2/27)、③同幼稚園(2/28)、④ホーチミン市インクルーシブ教育発達支援センター(2/27)、⑤ホーチミン市師範短期大学特別教育学科(2/25)

4. 調査方法：関係者への面接調査

### (結果)

①グエン・ディエン・チュー盲学校は、児童生徒数315人(全盲252人、弱視63人)、教員47人で、幼稚部から12年生(日本の高等部3年生)までのクラスからなる。児童生徒の内68人は地域の学校とのインクルーシブ教育を受け、並行通学をしている。寄宿舎には35人、地域の教会運営の施設からも40人が通学している。近年、教育訓練省による特別学校のインクルーシブ教育発達支援センターへの移行が進められ、同校も名称と機能の変更を迫られており、その対応に苦慮している様子である。

②私立 Ước Mơ (夢) 特別学校は、ホーチミン市第7区に位置し、社会的インクルーシブと個人の生活自立を目標に、生活年齢と発達年齢を加味したクラス編成を行っている。

「3歳児・4歳児クラス」(2クラス) 「4歳児・5歳児クラス」(2クラス) 「5歳児～8歳児クラス」 「8歳児～12歳児クラス」の計6クラス60人の子どもが通学し、30人の教師が教育にあたっている。教師は、各師範大学(短期大学)の特別教育学部や心理学部を卒業している。授業料は、1ヶ月500万ドン(2万5千円、給食費込み)で、他の学校に比べかなり高額である。しかしながら、国や市からの公的な支援は一切受けておらず、子ども中心の教育をめざし、生活スキルを重視するなど柔軟な教育カリキュラムを掲げている。

③同幼稚園は、特別学校と同じ経営者による運営であり、子ども中心のアプローチを掲げている。発達の遅れや障害のある子どものクラス、インクルーシブ・クラスも備えている。1クラス20人までの幼児に対して、3人の教師を配置し、教育の質を向上させることを目指している。

④ホーチミン市インクルーシブ教育発達支援センターは、1989年の開設(旧称は障害児教育研究センター)以来、ホーチミン市のみならずベトナム南部13省のインクルーシブ教育、教育研修、障害の診断、療育等を積極的に行っており、障害児教育実践研究の全国的な拠点の一つとなっている。2015年から外国の支援を受けて、小学部の児童9人を対象に「手話クラス」を設置し、3人の教師(うち1人はろう者)が教育にあたっている。スタッフ、設備面ともに活動量の多さに対応できない状態になっている。

⑤ホーチミン市師範短期大学特別教育学科は、2003年6月に開設され、視覚障害、聴覚障害、知的障害の各教育コースから構成されている。ベトナム南部の障害児教育教員養成の中核的機関の一つで、近年は、障害児の保護者に対する支援や教育相談、自閉症児教育、インクルーシブ教育に関する研究にも力を入れている。

### (考察)

ベトナムは、障害者権利条約を批准し、インクルーシブ教育の推進に力を入れているが、障害児の全員就学が未達成である。インクルーシブ教育発達支援センターは、インクルーシブ教育推進の拠点として、障害者法に規定されているが、2016年11月現在、全国に10カ所が設置されているに過ぎない。また、同センターの開設が、既存の特別学校の廃止によって行われつつあり、特別な教育的ニーズに応じた教育整備に逆行する恐れや混乱が生じている。

また、教育の質を向上させる上で、私立学校(幼稚園)の役割に注視したい。ベトナムの高学歴の保護者の教育ニーズ、一定の富裕層が期待する教育に応えるため、私立学校が独自のカリキュラムや教育条件の下で先駆的な取り組みを行っている。それは、今日のベトナムの障害児教育が、質・量ともに課題が多く、公的保障が不十分な中での進行であり、同時に私学教育の先駆性と捉えることもできる。

ベトナムの特別ニーズ教育の発展にとって、障害児の就学率向上という「量的側面」と、特別な教育的ニーズに応じた教育の質向上という「質的側面」の統合的な課題への対応が必要である。障害者権利条約にしたがって、合理的配慮に基づく法制度の整備、専門家養成、インクルーシブ教育推進のための教育条件の諸整備が求められる。

ベトナムの特別ニーズ教育の到達や経験を隣国カンボジアに技術移転すること、日本を含めた学術交流、国際交流を進めることは、アジアの特別ニーズ教育およびインクルーシブ教育を推進する上での基礎となろう。

### (文献)

黒田 学「ベトナムの障害者教育法制と就学実態」小林昌之編『アジアの障害者教育法制』アジア経済研究所、2015年。

(KURODA Manabu, MAMADA Kazuhiko)